

宇都宮市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例

許可申請・届出等に関する手引書

令和7年4月

宇都宮市環境部環境保全課

目次

1	条例の概要	・・・・・・・・・・	2
2	用語の解説	(条例第2条関係)・・・・・	4
3	事業者の責務, 土地所有者等の責務	(条例第4・7条関係)・・・・・	6
4	保全区域	(条例第8条関係)・・・・・	7
5	許可に係る手続きについて	(条例第9条関係ほか)・・・・・	10
6	届出に係る手続きについて	(条例第10条関係ほか)・・・・・	31
7	許可の取消について	(条例第20条関係)・・・・・	34
8	指導, 助言, 勧告等について	(条例第26条関係ほか)・・・・・	34

1 条例の概要

(1) 条例制定の背景

本市では、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、太陽光発電施設をはじめとした再生可能エネルギーの最大限導入を目指すとともに、周辺環境や自然との調和を図りながら導入促進を図っているところでもあります。

そのような中、近年は、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度（F I T制度）の買取価格低下や認定制度の厳格化などの影響により、F I T制度を利用しない非F I T施設が増加傾向にあり、同法が適用されない非F I T施設に対する事業規律の確保等が課題とされています。

また、全国においては、太陽光発電施設の導入拡大に伴い、施設設置による自然環境や生活環境等への影響に関する問題等が生じており、本市においてもその懸念が高まりつつあります。

(2) 条例の目的

太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、発電事業の廃止等について必要な事項を定めることにより、自然環境及び景観等の保全、災害の未然防止並びに市民の安全で安心な生活環境を確保し、もって地域と調和した発電事業の推進を図ることを目的としています。

(3) 条例の対象

条例の対象は、出力10kW以上の地上設置型太陽光発電施設です。なお、出力が10kW未満の太陽光発電施設や建築物に設置する太陽光発電施設は条例の対象外になります。

条例の施行日（令和7年7月1日）以前に、太陽光発電施設の設置事業（木竹の伐採や土地の形質の変更を含む。）に着手している場合も、条例の対象外になります。

太陽光発電施設の設置における必要な手続き（概要）

対象施設	必要な手続き
○ 保全区域内※に設置する太陽光発電施設 （※「4 保全区域」 7ページ参照） ○ 営農型太陽光発電施設 （農用地区域、甲種農地、第1種農地、保全区域に設置するもの）	許 可
上記以外の太陽光発電施設	届 出

この他、関係法令等により設置が制限される区域（8ページ参照）がありますが、この区域は許可の対象である保全区域及び届出の対象区域から除きます。

手続きの流れ（概要）

手順	手続き	手続きの内容	許可	届出
—	事前相談	事業計画について，関係行政機関への事前相談，事前調査	○	○
1	事前協議	事業計画について本市との協議	○	—
	届 出	設置事業等の計画について本市への届出	—	○
2	住民説明	・事業計画等について地域住民等に対する説明会等の実施 ・地域住民等から意見の申出があった場合，地域住民等との協議	○	○
3	許可申請	設置事業について本市への許可申請	○	—
4	着 工 完 了 運転開始	設置事業着手時，設置事業完了時， 発電事業開始時における本市への届出 (※ 届出の場合は，発電事業開始時の届出のみ必要)	○	△※
5	維持管理	・適正な維持管理等の実施 ・事故等発生時における速やかな復旧等の必要な措置の実施及び本市への報告	○	○
6	廃 止	発電事業廃止時における本市への届出	○	○

2. 用語の解説（条例第2条関係）

太陽光発電施設	太陽光を電気に変換する施設及びその附属施設（その全部を建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置するものを除く。）であって、合計出力が10キロワット以上のもの（増設により合計出力が10キロワット以上となるものを含む。）をいう。
設置事業	太陽光発電施設を新設又は増設する事業（これらの行為のための木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。）をいう。
発電事業	太陽光発電施設の設置により、電気を得る事業（当該太陽光発電施設により発電した電気の全てを自ら使用するものを含む。）をいう。
事業者	設置事業若しくは発電事業を計画し、又はこれらを実施する者（個人である者を含む。）をいう。
事業区域	設置事業及び発電事業（以下「設置事業等」という。）を行う一団の土地（太陽光発電施設に附属する管理施設、変電施設、緩衝帯等に係る土地を含む。）であって、柵塀等の工作物の設置その他の方法により当該土地以外の土地と区別された区域をいう。
土地所有者等	事業区域に係る土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
地域住民等	次に掲げる者をいう。 ア 事業区域の境界線からの水平距離が次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合に応じ、それぞれ当該(ア)から(ウ)までに定める範囲内に居住する者 (ア) 太陽光発電施設の合計出力が50キロワット未満の場合⇒100メートル (イ) 太陽光発電施設の合計出力が50キロワット以上の場合（(ウ)に掲げる場合を除く。）⇒300メートル (ウ) 設置事業が環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第2項に規定する第1種事業に該当する場合⇒1キロメートル イ 事業区域に隣接する土地又はその土地に存する建築物を所有する者 ウ ア及びイに掲げる者のほか、市長が必要と認める者
営農型太陽光発電施設	次に掲げる区域又は農地において営農を継続しながら当該区域又は農地の上部空間に設置される太陽光発電施設をい

	<p>う。</p> <p>ア 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する<u>農用地区域</u></p> <p>イ 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号ロに掲げる農地のうち、市街化調整区域内にある農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条に規定する農地<u>（甲種農地）</u></p> <p>ウ 農地法第4条第6項第1号ロに掲げる農地のうち、イに掲げる農地以外のもの<u>（第1種農地）</u></p> <p>エ 本条例第8条第2項に規定する<u>保全区域</u>（7ページ参照）</p>
--	--

※ 一体性の取り扱いについて

それぞれ異なる事業である場合においても、次の①②③のいずれもが認められたもの等については、原則として一つの事業区域として取り扱います。

① 事業主体の一体性

所在地が同一又は役員が重複しているもしくは資本関係等がある法人又はグループ企業である場合、その個人又は法人を問わず客観的に判断して同一と認められる場合を指します。

② 実施時期の一体性

時期の重複や連続性があるなど、個々の太陽光発電施設の整備の時期や送電網への接続時期、関係法令の手続きを行う時期等からみて一連ととらえられる計画性がある場合を指します。

③ 実施箇所の一一体性

道路や水路などで分断された区域であっても、附属施設の一部を共用して事業を実施する場合など、一体的に利用するものを指します。

3. 事業者の責務，土地所有者等の責務（条例第4条，7条関係）

事業者の責務

- ・ 事業者は設置事業等を円滑かつ確実にを行うために必要な関係法令及びこの条例を遵守しなければなりません。
- ・ 事業者は，設置事業等の実施に当たっては，地域住民等に対する情報提供及び維持管理に係る実施体制の構築を行うとともに，発電事業の廃止に当たっては，太陽光発電施設の適正な撤去を行わなければなりません。
- ・ 事業者は，設置事業等の実施に当たり，市長が定める必要な措置（下表のとおり）を講ずるよう努めるとともに，地域住民等との良好な関係を構築するよう努めなければなりません。

【事業者が講ずるよう努める措置】

1	事業の計画初期の段階から十分な情報提供を行う等，設置事業等について地域住民等の理解を得られるよう，必要な措置を講ずること。
2	自然環境及び景観等の保全，災害の未然防止並びに地域住民等の安全で安心な生活環境の確保の観点から，設置事業に当たり適正な土地の選定，開発計画の策定並びに設計及び施工を行うこと。
3	設置事業の工事により発生する騒音，振動，排水，臭気，粉じん，廃棄物等が地域住民等及び周辺地域の環境に影響を与えないよう，適正な措置を講ずること。
4	太陽光発電施設の撤去に伴い発生する廃棄物の処理に要する費用その他発電事業の廃止に要する費用を，発電事業開始当初から計画的に積み立てる等の方法により確保すること。
5	設置事業の工事に着手する日から当該設置事業に係る発電事業を廃止する日までの間，当該設置事業及び発電事業の実施に起因して生じた第三者の損害を填補する保険又は共済に加入すること。
6	設置事業の工事に着手する日から当該設置事業に係る発電事業を廃止する日までの間，事故又は土砂の流出若しくは崩壊その他の災害による太陽光発電施設の修繕，撤去又は処分に備え，火災保険，地震保険その他必要な保険に加入すること。
7	太陽光発電施設から発する稼働音，電磁波又は反射光等が地域住民等及び周辺地域の環境に影響を与えないよう，適正な措置を講ずること。
8	太陽光発電施設の防犯対策の観点から，第三者の侵入等を確認するための措置を講ずること。

土地所有者等の責務

- 土地所有者等は、設置事業等により、自然環境、景観等を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害が発生することのないよう、当該土地を適正に管理しなければなりません。

4. 保全区域（条例第8条関係）

次の表1のとおり、自然環境や景観等と設置事業等との調和が特に必要と認められる区域を保全区域として規定しています。なお、表2のとおり法令又は条例により太陽光発電施設の設置が制限される区域は、この保全区域からは除かれます。

この保全区域において太陽光発電施設の設置事業、または農用地区域、甲種農地、第1種農地、保全区域において営農型太陽光発電施設の設置事業を行おうとするとき、事前に市長の許可を受けなければなりません。

※ 各関係法令等に基づく区域への該当状況については、各窓口にお問合せください。

表1 保全区域

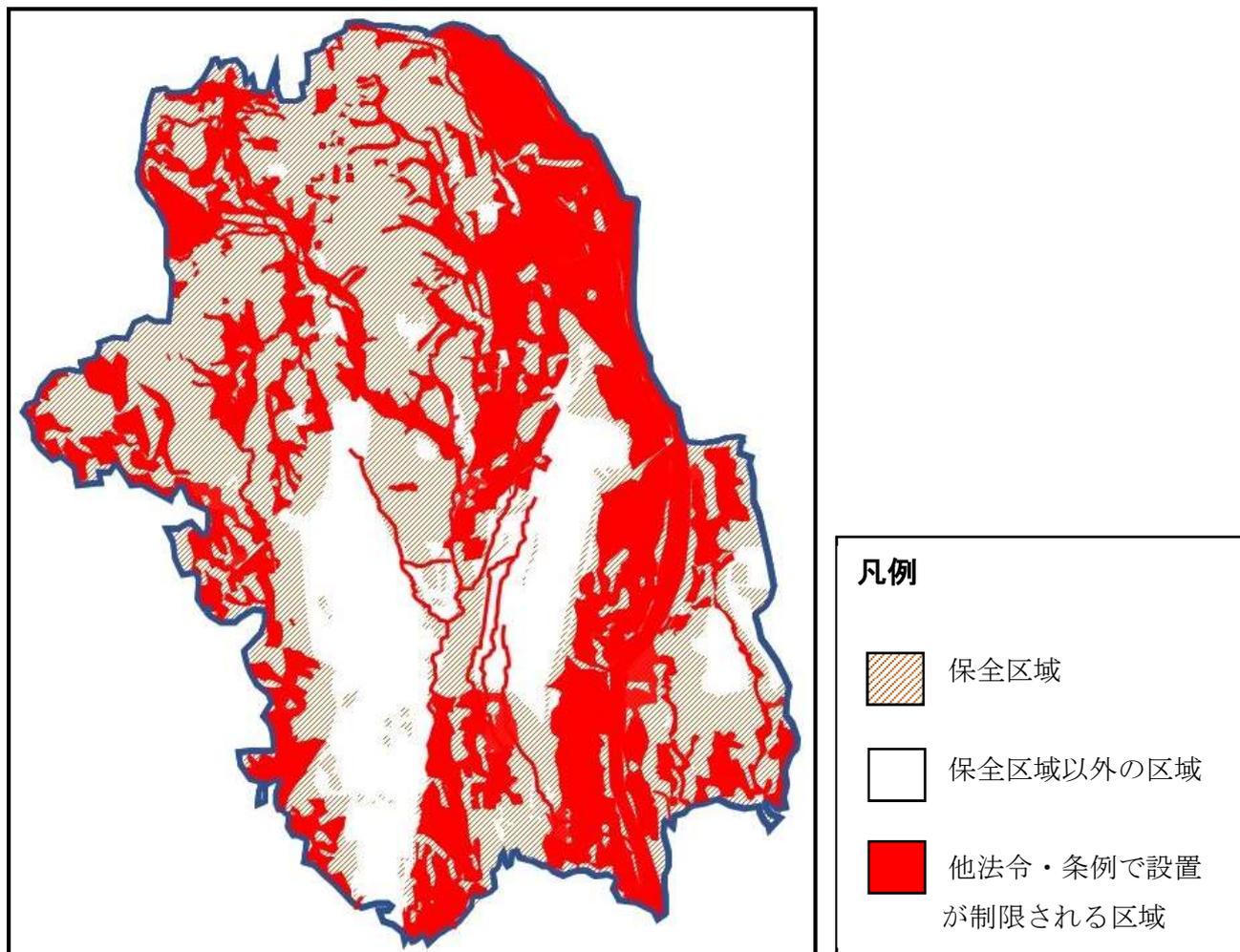
No	保全区域	<根拠法令等> 窓 口
1	県立自然公園第2種特別地域、普通地域	<栃木県立自然公園条例> 【市】景観みどり課
2	県自然環境保全地域特別地区、県緑地環境保全地域	<自然環境の保全及び緑化に関する条例> 【市】環境保全課
3	鳥獣保護区	<鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律> 【市】農林生産流通課
4	県が定める地域森林計画の対象とした森林の区域 (保安林・保安施設地区を除く)	<森林法> 【市】農林生産流通課
5	河川保全区域	<河川法> 【県】宇都宮土木事務所
6	砂防指定地	<砂防法> 【県】宇都宮土木事務所
7	急傾斜地崩壊危険区域	<急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律> 【県】宇都宮土木事務所

8	土砂災害警戒区域, 土砂災害特別警戒区域	<土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律> 【県】宇都宮土木事務所
9	洪水浸水想定区域	<水防法> 【市】河川課
10	風致地区	<都市計画法> 【市】景観みどり課
11	景観形成重点地区, 景観形成推進地区	<宇都宮市景観条例> 【市】景観みどり課
12	埋蔵文化財の埋蔵されている土地	<文化財保護法>
13	重要文化的景観に係る区域	【市】文化都市推進課
14	市街化調整区域	<都市計画法> 【市】都市計画課

表2 関係法令等により設置が制限される区域

No	設置が制限される区域	<根拠法令等> 窓 口
1	農用地区域	<農業振興地域の整備に関する法律> 【市】農業企画課, 農業委員会事務局
2	甲種農地	<農地法>
3	第1種農地	【市】農業企画課, 農業委員会事務局
4	保安林, 保安施設地区	<森林法> 【市】農林生産流通課
5	河川区域, 河川予定地	<河川法> 【県】宇都宮土木事務所
6	重要文化財, 国指定史跡・名勝・天然記念物, 仮指定された国指定史跡・名勝・天然記念物	<文化財保護法> 【県】文化振興課 【市】文化都市推進課
7	栃木県指定有形文化財, 栃木県指定史跡・名勝・天然記念物	<栃木県文化財保護条例> 【県】文化振興課
8	宇都宮市指定文化財	<宇都宮市文化財保護条例> 【市】文化都市推進課

市内の保全区域等（概要図）



※ 縮尺の都合上、全ての保全区域等が図示されるものではありませんので、
ご注意ください。

5. 許可に係る手続きについて

(1) 事前協議について（条例第9条関係）

ア 事前協議

保全区域に太陽光発電施設を設置する場合、または農用地区域、甲種農地、第1種農地、保全区域に営農型太陽光発電施設を設置する場合には、太陽光発電施設の設置事業等に関する計画について、あらかじめ「事業計画事前協議書」（様式第1号）に添付書類を添えて提出してください。

【提出部数：正本1部、電子データ1部】

なお、事前協議に当たっては、必要に応じて現地調査を実施し、事業者の立ち合いをお願いすることがあります。

事業計画について、関係部課と協議・審査後、「審査（指導・助言）通知書」（様式第2号）を通知しますので、事業計画の内容が通知された内容に至ったときは、「審査（指導・助言）通知事項回答書」（様式第4号）に市からの審査（指導・助言）に適合していることが確認できる書類を添付し、提出してください。

事業計画が審査（指導・助言）に適合していることを確認し、事前協議が終了したときは、「事前協議終了通知書」（様式第5号）を通知します。

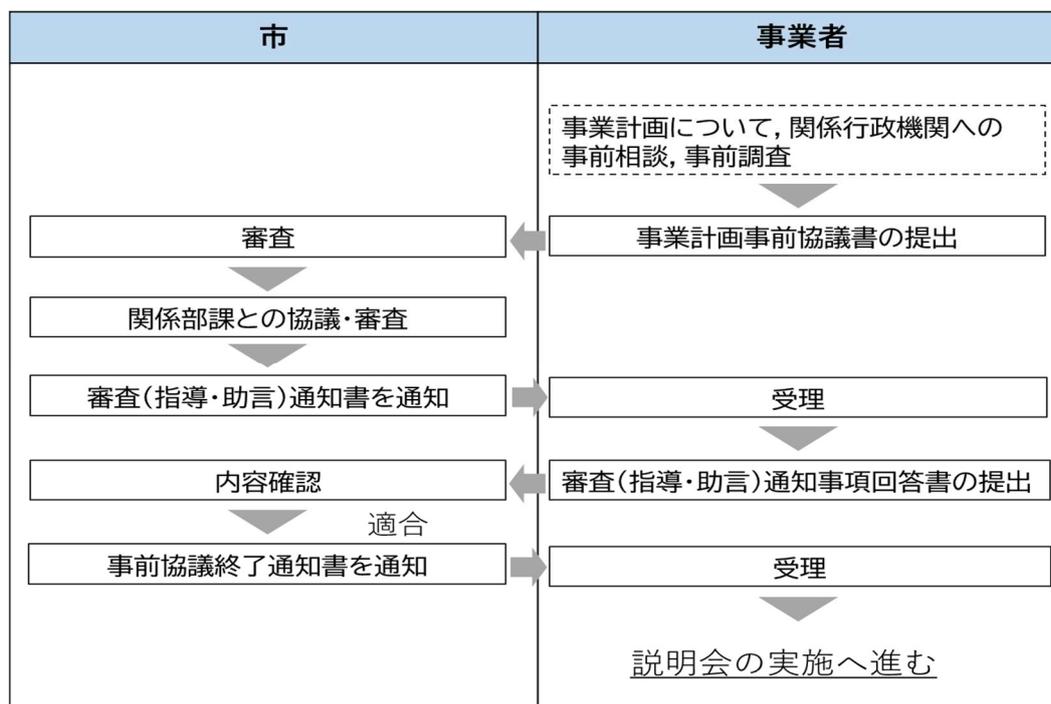
イ 事前協議内容の変更

事業計画に係る事前協議の内容を変更するときは、「事前協議内容変更届出書」（様式第6号）に変更の内容が確認できる書類を添えて提出してください。

ウ 事前協議取下げ

関係行政機関、地域住民等との調整の結果、審査（指導・助言）の内容に適合する見込みがないと判断したときは、「事前協議取下書」（様式第3号）を提出してください。

◎事前協議の流れ



事前協議における添付書類

No	書類名	明示すべき事項等
1	事業計画書（様式第12号）	
2	事業者の住民票の写し（当該事業者が法人である場合にあつては，当該法人の登記事項証明書）	○ 発行後 3 月以内
3	事業区域の位置図	○ 縮尺 1/50,000 以上 ○ 明示すべき事項 ・ 事業区域 ・ 方位
4	事業区域の区域図	○ 縮尺 1/1,000 以上 ○ 明示すべき事項 ・ 事業区域 ・ 市町村・大字・字界及び地番
5	事業区域内の土地に係る登記事項証明書	○ 発行後 3 月以内 ○ 事業区域の土地に係る全部事項証明書
6	事業区域内の土地に係る土地所有者一覧表（様式第13号）	
7	事業区域内の土地に係る公図の写し	○ 発行後 3 月以内 ○ 明示すべき事項 ・ 事業区域 ・ 市町村・大字・字界及び地番 ・ 事業区域内及び隣接地の所有者，地積及び地目
8	土地利用計画平面図	○ 縮尺 1/1,000 以上 ○ 明示すべき事項 ・ 事業区域 ・ 事業区域内に設置する工作物の位置，形状，寸法 ・ 緩衝帯の位置，形状，寸法 ・ 事業区域に接する道路の幅員及び形状 ・ 送電ルート及び送電に係る電柱の位

		置 ※林地開発許可申請における図面を添付する場合には、上記の明示すべき事項を明示すること。
9	土地求積図	○ 明示すべき事項 ・ 事業区域 ・ 市町村・大字・字界及び地番
10	太陽光発電施設を構成する設備の構造図	○ 明示すべき事項 ・ 太陽光発電設備及び架台等の形状、高さ、寸法、材料、勾配、色彩 ※太陽光パネルの仕様がわかるカタログ等の写しを添付すること。
11	事業区域内に設置する工作物の構造図	○ 明示すべき事項 ・ 種類、形状、高さ、寸法、色彩
12	造成計画平面図及び断面図	【平面図】 ○ 縮尺 1/1,000 以上 ○ 明示すべき事項 ・ 事業区域の境界線 ・ 切土、盛土の施工範囲 ・ 切土、盛土の形状、勾配等 ・ 擁壁の位置 ・ 排水施設の位置、流下方向 【断面図】 ○ 縮尺 1/500 以上 ○ 明示すべき事項 ・ 施行前後の地盤面 ・ 切土、盛土の範囲、高さ及び勾配 ・ 擁壁の形状及び高さ ※造成を行わない場合には、その旨を表示し、事業区域の土地の現況写真及び撮影位置の分かる地図等を添付すること。 ※林地開発許可申請における図面を添付する場合には、下記のを添付すること。 ・ 造成計画平面図

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 造成計画縦断図 ・ 造成計画横断図
13	排水計画平面図及び断面図	<p>【平面図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 縮尺 1/500 以上 ○ 明示すべき事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の種類, 位置, 寸法 (規模), 勾配, 流下方向 ・ 吐口の位置 ・ 放流先の位置及び名称 <p>【断面図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 縮尺 1/500 以上 ○ 明示すべき事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の種類, 位置, 材料, 内外寸法 (規模), 勾配 ・ 排水の流下方向 <p>※林地開発許可申請における図面を添付する場合には, 下記のことを添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 流域図 ・ 雨水排水計画平面図 ・ 汚水排水計画平面図 ・ 調整池流域図 ・ 調整池平面図 ・ 調整池構造図
14	(擁壁を設置する場合) 擁壁の背面図及び断面図	<ul style="list-style-type: none"> ○ 明示すべき事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 擁壁の形状, 高さ, 寸法, 鉄筋位置及び間隔 ・ 水抜穴の位置, 材料及び内径 ・ 透水層の位置及び寸法 <p>※林地開発許可申請における図面を添付する場合には, 下記のことを添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災施設構造図

15	立地環境に関する概要書（様式第14号）	
16	関係法令手続状況報告書（様式第15号）	
17	太陽光発電施設の設置に係る条例第8条第2項第1号から第12号までに掲げる区域の許可等の処分を必要とする場合は、当該許可等の処分を受けていることを示す書類（設置許可の申請までに当該許可等の処分を受けていないことに特段の理由があると認められる場合は、この限りでない。）	
18	維持管理等計画書（様式第16号）	
19	事業者が事業計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面	<input type="checkbox"/> 設置事業に係る資金計画書 <input type="checkbox"/> 融資証明書又は残高証明書 <input type="checkbox"/> 納税証明書（法人税，所得税）
20	説明会等実施計画書（様式第9号）	
21	予定する説明会等の配付資料	<input type="checkbox"/> 明示すべき事項 (ア) 事業計画等の概要 (イ) 設置事業等に係る関係法令の規定の遵守に関する事項 (ウ) 事業区域内の土地の所有権その他の使用の権原の取得に関する事項 (エ) 設置事業に係る工事の概要 (オ) 事業者（主な出資者を含む。）に関する事項 (カ) 設置事業等が周辺地域の安全，良好な景観，自然環境及び生活環境に対して及ぼすおそれのある影響並びに予防措置の内容 (キ) 設置事業等に伴い生じ得る廃棄物の撤去その他の処理に関する事項 ※詳細な説明項目はP16参照

22	事業区域や定量基準に基づく説明会等を実施する範囲が分かる地図等	○ 明示すべき事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域 ・ 事業区域の境界線からの水平距離 (ア) 合計出力50kW未満の場合 <p style="text-align: right;">…100m</p> (イ) 合計出力50kW以上の場合 <p style="text-align: right;">…300m</p> (ウ) 環境アセスメント対象事業 (第一種事業に限る) の場合 <p style="text-align: right;">…1km</p>
23	その他市長が必要と認める書類	

(2) 説明会等の実施について (条例第12条関係)

許可申請をしようとする事業者は事前協議終了後、(届出をした事業者は当該届出後、) 地域住民等に対する説明会の実施または文書の交付その他の方法による周知(事前周知措置)により、事業計画等についてあらかじめ説明を行ってください。

ア 実施方法について

説明会等は、下表の区分により実施方法が異なりますので、ご注意ください。

許可事業者の場合	全事業	説明会の実施
届出事業者の場合	合計出力50kW以上	説明会の実施
	合計出力50kW未満	説明会の実施または 文書の交付その他の方法による周知 (事前周知措置)

イ 説明範囲

太陽光発電施設の事業区域の境界線からの水平距離が、次の表の場合に応じた範囲を対象として説明会を実施してください。なお、設置場所によっては、「市長が必要と認める者」が対象範囲に追加される場合があります。

No	太陽光発電施設の合計出力等	対 象
1	50kW未満	100メートル以内に居住する者
2	50kW以上 (No. 3を除く)	300メートル以内に居住する者
3	環境影響評価法の第1種事業	1キロメートル以内に居住する者
4	説明会実施の場合 ※事前周知措置は適用外	事業区域に隣接する土地又は その土地に存する建築物の所有者
5	共通 ※事前周知措置は適用外	市長が必要と認める者

ウ 説明会等の実施

① 実施の通知（説明会を実施する場合）

説明会を実施する場合は、実施日の14日前までに、ポスティングや戸別訪問による書面配布などの方法により、地域住民等に対して説明会の実施について案内をしてください。

説明会の開催通知には、(ア)説明会実施日時、(イ)場所、(ウ)事業者の氏名・名称及び連絡先、(エ)太陽光発電事業の概要（事業区域の所在地、合計出力）、(オ)工事開始及び運転開始予定時期を記載してください。

② 出席者名簿または事前周知措置送付先一覧の作成

説明会を実施する場合は、受付において、出席者に対し出席者名簿への記名をお願いしてください。

事前周知措置を行う場合は、事前周知措置における送付先一覧を作成してください。

③ 説明項目

説明会の開催に当たっては、「表 説明会等での説明項目」の内容を記載した資料を事前に作成し、資料に基づき説明を行ってください。

④ 質疑応答

説明会においては、地域住民等の質問や意見に回答するための質疑応答の時間を確保し、地域住民等からの質問等に対して誠実に対応してください。

⑤ 議事録の作成

説明会を実施した場合、説明会開始時から質疑時間を含む全ての議事が終了する間の内容について、議事録を作成してください。

表 説明会等での説明項目

No	項目
1	事業計画等の概要 ----- 以下の項目について説明すること ・事業者の氏名、所在地 ・電源種 ・設置形態 ・合計出力 ・実施場所

2	<p>設置事業等に係る関係法令の規定の遵守に関する事項</p> <p>関係法令遵守状況として、関係法令について、その手続の要否、許可等の取得状況、取得手続のスケジュール及び法令を遵守するための実施体制について説明すること。</p>
3	<p>事業区域内の土地の所有権その他の使用の権原の取得に関する事項</p> <p>土地権原取得状況として、太陽光発電設備の設置場所に係る所有権その他の使用の権原の取得有無や、その取得状況について説明すること</p>
4	<p>設置事業に係る工事の概要</p> <p>設置事業に係る工事の着工予定の時期及び運転開始予定の時期を含めて、予定する工事のスケジュールについて説明すること</p>
5	<p>事業者（主な出資者を含む。）に関する事項</p> <p>次の項目について説明すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が法人の場合は、その代表者及び役員の氏名・概要 ・事業者が法人の場合は、その主な出資者 ・太陽光発電施設の維持管理を行う者（保守点検責任者）
6	<p>設置事業等が周辺地域の安全、良好な景観、自然環境及び生活環境に対して及ぼすおそれのある影響並びにその予防措置の内容</p> <p>次の計画について説明すること</p> <p>ア 安全面の影響及び予防措置について（例：斜面への設置、盛土・切土、地盤強度、排水対策、法面保護・斜面崩落防止柵、防災施設の選考設置、設備設計、施工後の管理の継続性、事業終了後の措置）</p> <p>イ 事業区域が、景観の保全に係る区域（重要文化的景観に係る区域、風致地区、県立自然公園、景観形成重点地区、景観形成推進地区など）に該当する場合は、太陽光発電事業による景観面への影響及び予防措置について説明すること</p> <p>ウ 自然環境・生活環境面の影響及び予防措置として、次の項目について説明すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音・振動 ・水の汚れ／濁り ・反射光、雑草の繁茂
7	<p>設置事業等に伴い生じ得る廃棄物の撤去その他の処理に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業終了後の太陽光発電施設の撤去に係る廃棄物の処理方法 ・施設撤去後の土地の防災、環境保全上等の措置

エ 説明会等実施後の対応（地域住民等との協議）

事業者は、説明会等を実施した日から起算して14日間、説明会に出席した地域住民等からの事業計画に対する意見を記載した書面（意見書）を受け付けてください。

事業者は、意見書の提出があった場合は、意見書の提出があった日から起算して14日以内に、当該意見書を提出した者に対して当該申出に対する見解を示した書面（見解書）を提出しなければなりません。

なお、協議では、事業者と地域住民等双方の合意を得ることを必須としておりませんが、将来にわたる太陽光発電事業の円滑な運営のためには、地域住民等の意見に誠実に対応することが重要です。

オ 説明会等実施報告

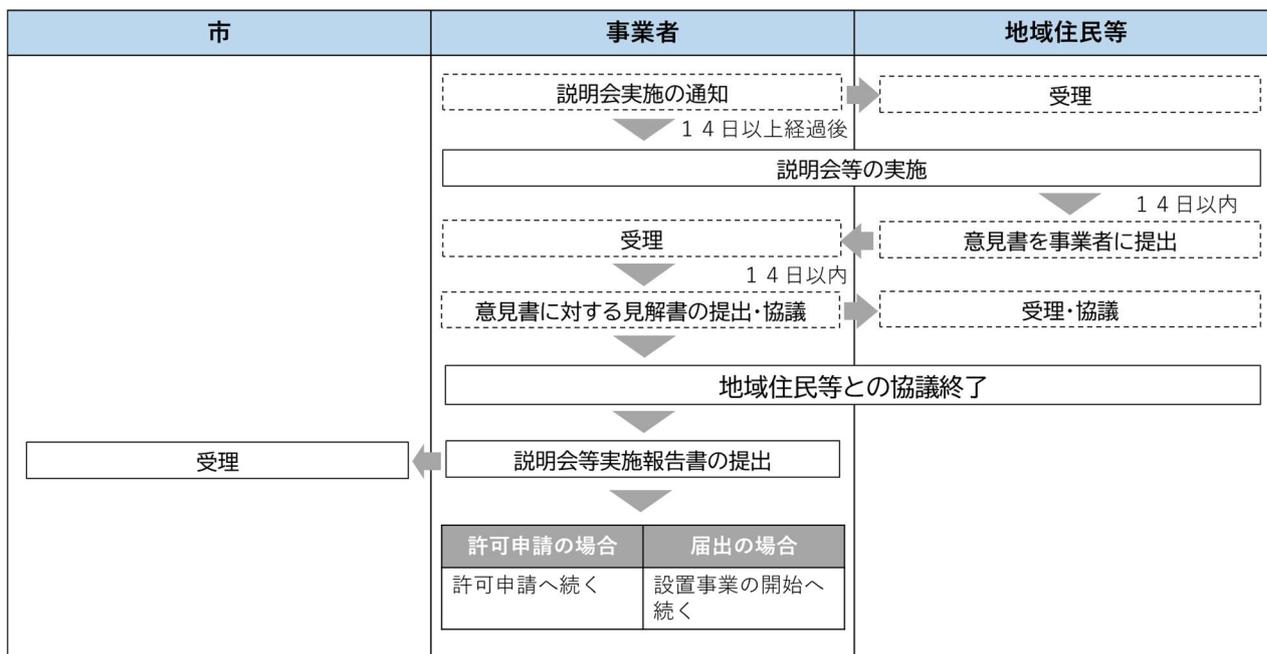
事業者は、説明会等を実施した日から起算して14日を経過し、地域住民等との協議も完了しましたら、「説明会等実施報告書」（様式第10号）に添付書類を添えて提出してください。

なお、協議が不十分であると認められる場合には、再度協議を行うよう指示をすることがあります。

【添付書類】

- 1 説明会等で配付した資料
- 2 説明会出席者名簿若しくは事前周知措置送付先一覧
- 3 説明会議事録（事前周知措置の場合は不要）
- 4 地域住民等から意見の申出があった場合、意見書の写し及び見解書の写し

◎説明会等の実施の流れ



(3) 許可申請, 許可基準について (条例第13条・14条関係)

ア 設置事業の許可

許可申請は, 説明会の実施及び地域住民等との協議終了後, 「設置許可申請書」(様式第11号) に添付書類を添えて提出してください。

【提出部数: 正本1部, 電子データ1部】

【添付書類】

- 1 事業計画書 (様式第12号)
- 2 事業者の住民票の写し (法人である場合にあっては, 当該法人の登記事項証明書)
- 3 事業区域の位置図
- 4 事業区域の区域図
- 5 事業区域内の土地に係る登記事項証明書
- 6 事業区域内の土地に係る土地所有者一覧表 (様式第13号)
- 7 事業区域内の土地に係る公図の写し
- 8 土地利用計画平面図
- 9 土地求積図
- 10 太陽光発電施設を構成する設備の構造図
- 11 事業区域内に設置する工作物の構造図
- 12 造成計画平面図及び断面図
- 13 排水計画平面図及び断面図
- 14 擁壁の背面図及び断面図
- 15 立地環境に関する概要書 (様式第14号)
- 16 関係法令手続状況報告書 (様式第15号)
- 17 太陽光発電施設の設置に係る条例第8条第2項第1号から第12号までに掲げる区域の許可等の処分を必要とする場合は, 当該許可等の処分を受けていることを示す書類 (設置許可の申請までに当該許可等の処分を受けていないことに特段の理由があると認められる場合は, この限りでない。)
- 18 維持管理等計画書 (様式第16号)
- 19 事業者が事業計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面
(設置事業に係る資金計画書, 融資証明書又は残高証明書, 納税証明書 (法人税, 所得税))
- 20 事前協議終了通知書 (様式第5号) の写し
- 21 その他市長が必要と認める書類

イ 許可基準

(ア) 事業区域の周辺地域における自然環境を害するおそれがないものとして市長が定める基準に適合していること。	
<p>a. 事業区域に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区を含む場合は、当該鳥獣保護区において鳥獣を保護すべき措置が十分に採られていること。</p> <p>b. 事業区域内に生育する樹木を伐採する場合は、当該伐採が太陽光発電施設の設置、事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度の範囲の伐採であること。</p> <p>c. 事業区域に希少野生動植物種の個体が生息・生育している場合は、当該希少野生動植物種の保護に配慮した事業計画となっていること。</p> <p>d. 設置事業が希少野生動植物種の営巣等に影響を与えるおそれがあるときは、当該希少野生動植物種に配慮した事業計画となっていること。</p>	
(イ) 周辺地域の景観を阻害するおそれがないものとして市長が定める基準に適合していること。	
<p>a. 太陽光発電施設を構成する設備の高さ、形状、色彩等が周囲と調和したものであること。この場合において、色彩については、宇都宮市景観条例（平成19年条例第82号）第4条第1項の規定に基づく景観計画の基準に適合していること。</p> <p>b. 事業区域と隣接する土地との間に、別表に定める緩衝帯が設けられていること。</p>	
別表	
事業区域の面積	緩衝帯の幅
1ヘクタール以上1.5ヘクタール未満	4メートル
1.5ヘクタール以上5ヘクタール未満	5メートル
5ヘクタール以上15ヘクタール未満	10メートル
15ヘクタール以上25ヘクタール未満	15メートル
25ヘクタール以上	20メートル
<p>c. 太陽光発電施設を構成する設備が次に掲げるいずれかの柵塀等により周辺の道路等の公共空間から見えないよう修景を施すこと。</p> <p>(a) 生垣</p> <p>(b) 柵，フェンス等</p> <p>(c) 塀（組積造の塀を設置する場合は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第61条の規定に、補強コンクリートブロック造の塀を設置する場合は同令第62条の8の規定に適合していること。）</p>	
(ウ) 周辺地域において土砂崩れ、溢水等を発生させるおそれがないものとして市長が定める基準に適合していること。	

<p>a. 事業区域が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域，土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定される土砂災害警戒区域又は同法第9条第1項の規定により指定される土砂災害特別警戒区域が含まれる場合は，宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条第1項の基準に適合する擁壁が設置されていること。</p> <p>b. 事業区域が水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項又は第2項の規定により指定された洪水浸水想定区域が含まれる場合は，洪水及び浸水対策が講じられていること。</p>
<p>(エ) 設置事業の完了時における事業区域の高さ，法面の勾配，造成を行う面積等の造成計画が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号），都市計画法その他関係法令（次号及び第6号において「関係法令」という。）及び市長が定める基準に適合していること。</p>
<p>a. 事業区域において，切土，盛土等の造成を行う場合は，当該造成が事業区域への進入路，排水施設等の設置のための必要最小限度の範囲のものであること。</p>
<p>(オ) 排水施設，擁壁その他の施設が関係法令及び市長が定める基準に適合していること。</p>
<p>a. 事業区域内の雨水その他の地表水を事業区域外へ流出させることがないよう必要な排水機能を有していること。</p> <p>b. 下水道，排水路，河川その他の排水施設の放流先の排水能力に応じて必要がある場合は，一時雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。</p>
<p>(カ) 地形，地質及び周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置が関係法令及び市長が定める基準に適合していること。</p>
<p>a. 第三者が事業区域内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等（組積造の塀を設置する場合は建築基準法施行令第61条の規定に，補強コンクリートブロック造の塀を設置する場合は同令第62条の8の規定に適合しているもの）を設置すること。ただし，上記の(イ)c.(b)又は(c)に掲げる柵塀等を設置する場合において，当該柵塀等がこの号に定める基準に適合すると認めるときは，この限りでない。</p> <p>b. 前号a.に規定する柵塀等（同号ただし書に規定する上記の(イ)c.(b)又は(c)に掲げる柵塀等を設置する場合における柵塀等を含む。）については，第三者が容易に取り除くことができないものを用いて出入口に施錠等を行うこと。</p>
<p>(キ) 周辺地域における道路，河川，水路その他の公共施設の構造等に支障をきたすおそれがないものとして市長が定める基準に適合していること。</p>

<p>a. 事業区域は、工事車両等の通行に支障のない幅員を有している道路等に接していること。</p> <p>b. 大型車の通行等による既存道水路の破損等を防止する措置が講じられていること。</p>
<p>(ク) 文化財保護のための措置が講じられているものとして市長が定める基準に適合していること。</p>
<p>a. 事業区域に文化財保護法（昭和25年法律第214号）第92条第1項に規定する埋蔵文化財の埋蔵されている土地が含まれる場合は、当該埋蔵文化財を保護する措置が講じられていること。</p> <p>b. 事業区域に文化財保護法第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観に係る区域が含まれている場合は、当該重要文化的景観を保護する措置が講じられていること。</p>
<p>(ケ) 太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他の地域住民等の生活環境を保全すべき措置が講じられているものとして市長が定める基準に適合していること。</p>
<p>a. 太陽光発電施設を構成するパワーコンディショナーその他の設備からの騒音により周辺の生活環境に支障を生じさせないよう必要な措置が講じられていること。</p> <p>b. 事業区域に近接する住宅、道路等に対し、太陽光の反射が発生する角度に太陽光発電施設が設置される場合は、低反射の太陽光パネルの設置その他太陽光の反射を軽減する措置が講じられていること。</p> <p>c. 太陽光発電施設を構成する設備の搬入及び設置を行う時間、期間等が地域住民等の生活環境への影響を最小限とするものであること。</p>
<p>(コ) 適切な設置事業等の運営のための措置が講じられているものとして市長が定める基準に適合していること。</p>
<p>a. 太陽光発電施設の定期的な維持管理及び補修を行う体制並びに非常時の体制が整備されていること。</p> <p>b. 太陽光発電施設の廃棄その他発電事業を廃止する際の太陽光発電施設の取扱いに関する適切な計画が整備されていること。</p> <p>c. 事業区域内の土地の所有権その他の使用の権原を有すること又はこれらの権原を確実に取得することが認められること。</p> <p>d. 設置事業等の実施に必要な関係法令及び他の関係法令に基づく許認可の取得状況が確認できること。</p>

※ 営農型太陽光発電施設の設置許可に係る申請において、営農に支障があると市長が特に認めるときは、一部の基準を適用除外とすることがあります。

ウ 許可手数料

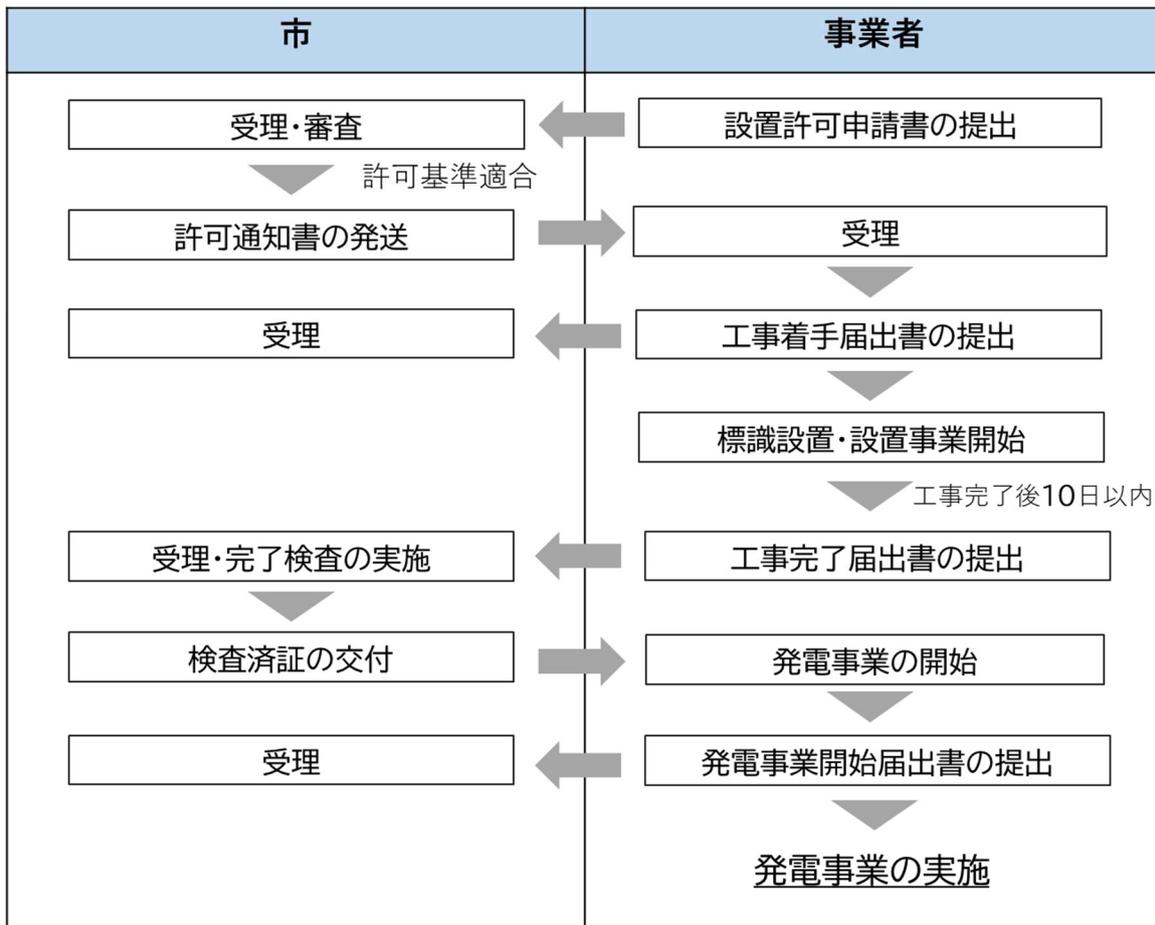
設置許可を受けようとする事業者は、許可申請時、手数料を納付する必要があります。

【許可申請に係る手数料】

	事業区域の面積	金額
1 設置許可	0.1ヘクタール未満	13,000円
	0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満	30,000円
	0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満	65,000円
	0.6ヘクタール以上 1ヘクタール未満	120,000円
	1ヘクタール以上 3ヘクタール未満	200,000円
	3ヘクタール以上 6ヘクタール未満	270,000円
	6ヘクタール以上 10ヘクタール未満	340,000円
	10ヘクタール以上	480,000円
2 変更許可	(1) 事業区域の面積の変更を伴わない場合	1に規定する区分に応じた額の10分の1に相当する額
	(2) 事業区域の面積の増加が伴う場合	次に掲げる額を合計した額 ア 変更前の面積について、2(1)に規定する区分に応じた額 イ 変更により増加する面積について、1に規定する区分に応じた額
	(3) 事業区域の面積の減少が伴う場合	変更後の面積について、2(1)に規定する区分に応じた額

※2(2)に該当する場合の上限の金額は、48万円とする。

◎許可申請から発電事業開始までの流れ



(4) 変更許可について（条例第15条関係）

設置許可を受けた事項を変更しようとする事業者は、「事業変更許可申請書」（様式第20号）に当該変更に係る書類を添えて提出してください。

【提出部数：正本1部，電子データ1部】

ア 手数料

変更許可を受けようとする事業者は，変更許可申請時，手数料を納付する必要があります。（P23参照）

イ 変更許可の条件等

変更許可の申請があった場合においては，設置許可と同様に，当該申請に係る太陽光発電施設が，許可の基準に該当すると認めるときに限り，変更を許可します。

また，変更許可に当たっても，必要な限度において，条件を付することができることとしています。

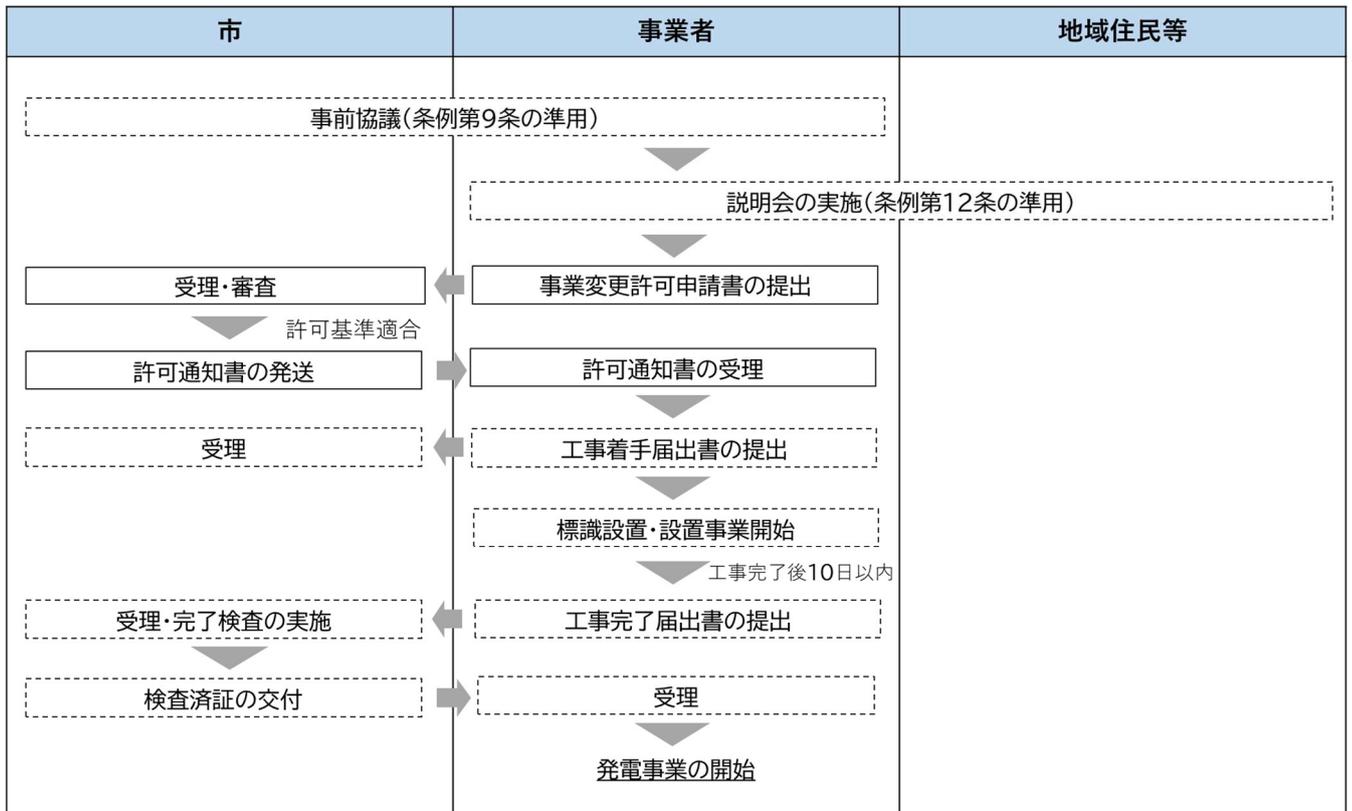
ウ 設置許可に係る軽微な変更

許可事業者は，以下の軽微な変更を行う場合は，「軽微変更届出書」（様式第21号）を提出してください。

表 軽微な変更

No	内 容
1	事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称，代表者の役職及び氏名並びに主たる事務所の所在地）の変更
2	工事施工事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称，代表者の役職及び氏名並びに主たる事務所の所在地）の変更
3	設置事業の工事着手若しくは完了予定年月日，又は発電事業の開始若しくは終了予定年月日の変更

◎変更許可の流れ



※ 変更許可の申請に当たって、以下の規定が準用されます。

- ・ 条例第 9 条「事前協議」
- ・ 条例第 1 2 条「説明会の実施」
- ・ 条例第 1 4 条「許可の基準等」
- ・ 条例第 1 8 条「着手の届出」
- ・ 条例第 1 9 条「完了の届出等」

(5) 標識の掲示について（条例第16条関係）

事業者は、設置事業の着手時から太陽光発電施設の撤去が完了する日までの間、事業区域の公衆の見やすい場所に、以下の記載事項を満たす標識を掲示しなければなりません。なお、工場など、発電事業者と電力需要家が同一の場合に、敷地内に設置し、発電事業を行う主体が明確であり、かつ第三者が容易に立ち入ることのできない場合など、標識の掲示が不要であると市長が特に認めるときは、この限りではありません。

標識に掲示した事項に変更があった場合は、速やかに標識の内容を修正してください。

【記載事項】

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の役職及び氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに連絡先
- (2) 太陽光発電施設の名称
- (3) 事業区域の所在地
- (4) 太陽光発電施設の合計出力
- (5) 発電事業の開始年月日及び終了予定年月日
- (6) 太陽光発電施設の維持管理を行う者の氏名（法人にあってはその名称並びに代表者の役職及び氏名）及び連絡先

図 標識のイメージ

太陽光発電施設	名 称	〇〇発電所	
	所在地	栃木県宇都宮市〇〇	
	合計出力	〇〇 k W	
	発電事業	開始年月日	(西暦)〇〇〇〇年△△月□□日
		終了予定年月日	(西暦)〇〇〇〇年△△月□□日
発電事業者	氏 名	〇〇〇〇(株) 代表取締役 〇〇 〇〇	
	住 所	栃木県〇〇市〇〇	
	連絡先	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
保守点検責任者	氏 名	〇〇〇〇(株) 代表取締役 〇〇〇〇	
	連絡先	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	

(6) 着手の届出, 完了の届出等について (条例第18・19条関係)

ア 工事着手届出書

設置事業に着手するときは, あらかじめ「工事着手届出書」(様式第22号)を提出してください。

イ 工事完了届出書

設置工事が完了したときは, 完了した日から起算して10日以内に, 「工事完了届出書」(様式第23号)を提出してください。

工事完了届出書の受理後, 市は設置許可の内容に適合しているか検査を実施し, 適合している場合は「検査済証」(様式第24号)を交付します。

検査済証が交付されるまでは, 事業者は当該太陽光発電施設を使用してはなりません。

(7) 発電事業の開始の届出について (条例第21条関係)

発電事業を開始したときは, 速やかに「発電事業開始届出書」(様式第27号)を提出してください。

(8) 維持管理等について (条例第22条関係)

ア 維持管理

発電事業開始後は「維持管理等計画書」(様式第16号)等に基づき, 適正に施設の維持管理等を実施してください。

【維持管理等基準】

- (1) 太陽光発電施設については, 土砂災害その他の災害の発生を防止し, 又は生活環境等の保全における支障が生じないように, 常時安全かつ良好な状態が維持されていること。
- (2) 太陽光発電施設の周辺において土砂災害その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に, 太陽光発電施設が損壊し, 事業区域若しくは周辺地域の環境保全上の支障が生じる状況を防止するために必要な対応を速やかに講じ, 又は必要に応じ, 地域住民等及び市長に対し情報提供できる体制が整備されていること。
- (3) 太陽光発電施設に第三者が容易に立ち入ることができないよう, 柵塀等を設置すること。ただし, 当該太陽光発電施設が当該発電事業を行おうとする者その他関係者以外の者が立ち入ることのできない場所に設置される場合又は営農型太陽光発電施設が営農に支障があると市長が認める場合は, この限りでない。

イ 事故等が発生した場合

事故または土砂災害その他の災害が発生した日から起算して30日以内に、「事故等報告書」（様式第28号）に添付書類を添えて市に報告してください。

【添付書類】

- 1 太陽光発電施設の位置図及び配置図
- 2 事故状況写真
- 3 その他市長が必要と認める書類

(9) 廃止の届出について（条例第23・24条関係）

ア 事業廃止届出書

発電事業を廃止したときは、その日から起算して30日以内に「事業廃止届出書」（様式第29号）に添付書類を添えて提出してください。

【添付書類】

- 1 現況写真
- 2 廃止後において行う措置を示した平面図
- 3 その他市長が必要と認める書類

イ 適正処分等について

事業者は、発電事業を廃止したときは、太陽光発電施設を速やかに撤去するとともに、使用済みとなる太陽光発電施設に関する再使用、再資源化等に努めなければなりません。

また、撤去により生じた廃棄物について、関係法令に従い、適正な処理の確保を図るとともに、撤去した後の土地について、防災、環境保全等の観点から必要な措置を講じなければなりません。

(10) 地位の承継について（条例第25条関係）

ア 地位の承継

許可事業者もしくは変更許可事業者または設置事業等の届出を提出した者から、当該許可もしくは届出に係る設置事業または発電事業の全部が譲渡、相続、合併もしくは分割され、その地位を承継した者は、承継があった日から30日以内に「事業承継届出書」（様式第30号）に添付書類を添えて市に提出してください。

事業の一部を譲り受けた者は、その地位を承継できませんので、新たに設置許可を受ける等の手続が必要となります。なお、事業の一部を譲り渡す者は、変更

許可を受ける等の手続が必要となります。

【添付書類】

- 1 承継の事実を証する書類
- 2 維持管理等計画書（当該計画書に変更がある場合に限る。）
- 3 その他市長が必要と認める書類

イ 維持管理等について

地位を承継した者が発電事業を行うに当たっては、適正な維持管理等を行わなければなりません。地位の承継に当たって「維持管理等計画書」（様式第16号）の内容に変更が生じる場合は、内容を修正した維持管理等計画書を提出してください。

6. 届出に係る手続きについて

(1) 設置事業等の届出（第10条関係）

保全区域及び関係法令等により設置が制限される区域（7・8ページ 表1・表2参照）以外の区域に太陽光発電施設を設置する場合は、地域住民等へ説明会等を実施する前に、「事業計画届出書」（様式第7号）に添付書類を添えて提出してください。

【提出部数：正本1部，電子データ1部】

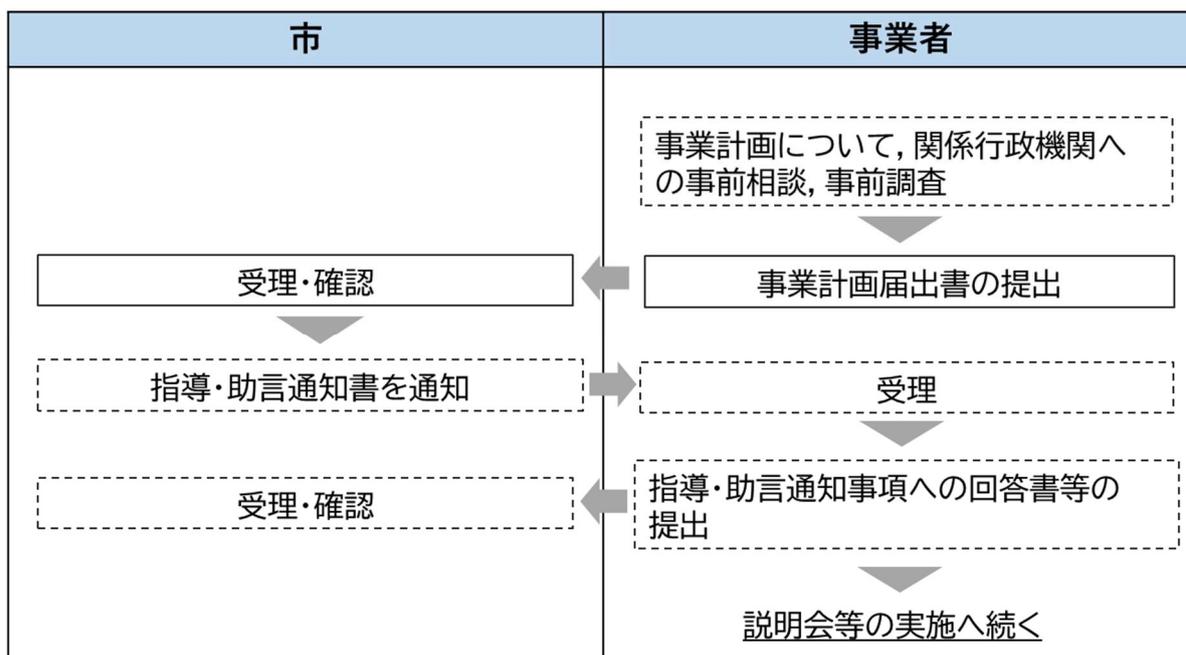
届出内容の確認後、事業計画に対し指導・助言があるときは、「指導・助言通知書」（様式31号）により通知します。必要に応じて、担当部課等と協議し、指導または助言事項に沿った対応をお願いします。

【添付書類】

- 1 事業区域の位置図
- 2 事業区域の区域図
- 3 事業区域内の土地に係る登記事項証明書
- 4 事業区域内の土地に係る土地所有者一覧表（様式第13号）
- 5 事業区域内の土地に係る公図の写し
- 6 土地利用計画平面図
- 7 太陽光発電施設を構成する設備の構造図
- 8 事業区域内に設置する工作物の構造図
- 9 造成計画平面図及び断面図
- 10 関係法令手続状況報告書（様式第15号）
- 11 維持管理等計画書（様式第16号）
- 12 説明会等実施計画書（様式第9号）
 - ・ 予定する説明会等の配付資料
 - ・ 事業区域や定量基準に基づく説明会等を実施する範囲が分かる地図等
- 13 その他市長が必要と認める書類

※ 添付書類の記載事項の詳細は、P11～15参照

◎設置事業等の届出の流れ



(2) 設置事業等の計画変更の届出 (条例第11条関係)

条例第10条の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、あらかじめ「事業計画変更届出書」(様式第8号)に上記6(1)の添付書類のうち当該変更に係る書類を添えて提出してください。

ただし、軽微な変更については、手続き不要です。

【軽微な変更】

No	内容
1	事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称, 代表者の役職及び氏名並びに主たる事務所の所在地)の変更
2	工事施工事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称, 代表者の役職及び氏名並びに主たる事務所の所在地)の変更
3	設置事業の工事着手若しくは完了予定年月日, 又は発電事業の開始若しくは終了予定年月日の変更

(3) 説明会等の実施について (条例第12条関係)

許可の手続きと同様となります。15ページを参照ください。

(4) 標識の掲示について (条例第16条関係)

許可の手続きと同様となります。27ページを参照ください。

(5) 発電事業の開始の届出について (条例第21条関係)

許可の手続きと同様となります。28ページを参照ください。

(6) 維持管理等について（条例第22条関係）

許可の手続きと同様となります。28ページを参照ください。

(7) 廃止の届出について（条例第23条関係）

許可の手続きと同様となります。29ページを参照ください。

(8) 地位の承継について（条例第25条関係）

許可の手続きと同様となります。29ページを参照ください。

7. 許可の取消について（条例第20条関係）

以下の事項に該当する場合は、設置許可または変更許可を取り消すことがあります。なお、設置許可の取消しを行った場合は、条例第30条の規定に基づき事業者の氏名や住所、設置許可の取消しに係る措置の内容について公表をすることがあります。

【設置許可の取消し】

- ・ 偽りその他不正な手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき
- ・ 設置許可又は変更許可を受けた日から起算して1年を経過した日までに、正当な理由なく設置事業に着手しなかったとき
- ・ 設置許可又は変更許可を受け、正当な理由なく設置事業に着手した日後1年を超える期間引き続き当該設置事業を行っていないとき
- ・ 許可の基準を満たさない設置事業を行ったとき
- ・ 許可の条件に違反したとき
- ・ 変更許可を受けずに設置事業の変更を行ったとき
(ただし、軽微な変更の場合を除く。)
- ・ 条例第29条の規定による命令（措置命令）に違反したとき

8. 指導、助言、勧告等について

(1) 指導及び助言・報告の徴収及び立入検査等について（条例第26・27条関係）

ア 指導及び助言

事業者が条例の規定に基づき適正に設置事業等を行うことができるよう、市長は、条例の施行に必要な限度において指導及び助言を行うことができる旨規定しています。

なお、指導を受けた事業者が正当な理由なく当該指導に従わない場合は、必要な措置を講ずるよう勧告することができます。

イ 報告の徴収

市長は、この条例の施行に必要な限度において、施設の状況などを確認する必要が生じたときは、事業者に対して報告を求めることができます。

ウ 立入検査

市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に事業区域やその他関係のある場所に立ち入り、太陽光発電施設、帳簿、書類、その他物件を検査し、関係者に質問することができます。

(2) 勧告・措置命令・公表について（条例第28・29・30条関係）

ア 勧告・措置命令

以下の事項に該当する場合は、事業者に対して、勧告や措置命令を行うことがあります。

【勧告】

- ・ 設置許可若しくは変更許可を受けずに設置事業を行ったとき
- ・ 条例第10条の規定による届出をせずに設置事業を行ったとき
- ・ 許可の基準や条件に適合していないと認めるとき
- ・ 適正に維持管理等を行っていないとき
- ・ 正当な理由なく条例第26条の規定による指導に従わないとき

【措置命令】

- ・ 勧告を受けた者が正当な理由なく、当該勧告に係る措置を講じなかったとき

イ 公表

以下の事項に該当する場合は、事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、当該取消または命令に係る措置の内容を公表することができます。

【公表】

- ・ 条例第20条の規定による設置許可の取消し
- ・ 条例第29条の規定による命令を行ったとき

ウ 指導・助言から公表までの流れ

